手数料額計算書の記載例（性能向上計画認定）

※性能向上計画認定において想定される申請イメージ（適合証有の場合）

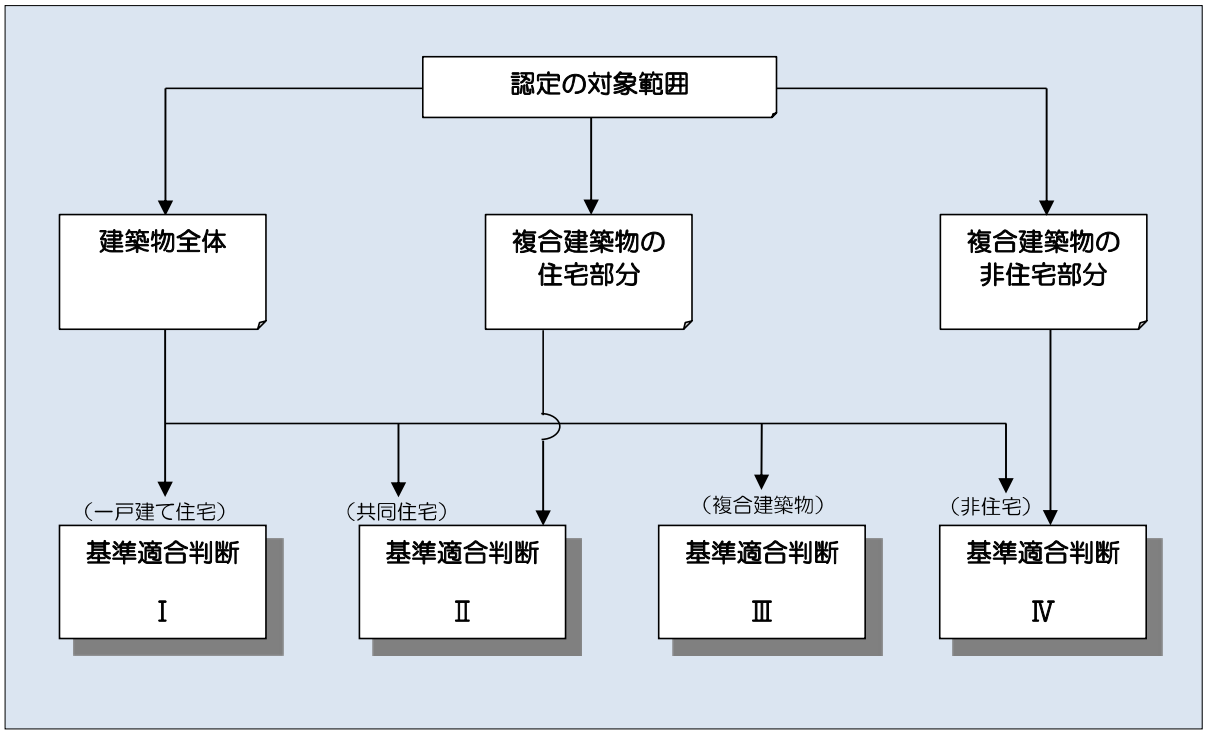

条　件	認定手数料算定	手数料額計算書
ケース①【基準適合判断Ⅰ】 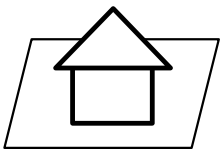 用　　途：一戸建て住宅 申請対象：建築物全体 住戸面積：100㎡	手数料別表三 三の(一)の(1) 5,100円	手数料額 計算書 ケース①
ケース②【基準適合判断Ⅱ】 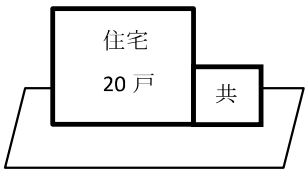 用　　途：共同住宅 申請対象：建築物全体 住宅部分：2,050㎡ 住戸面積：90㎡×20戸 ＝1800㎡ 共用部：250㎡	手数料別表三 三の(一)の(2)のイ （住宅部分2,000～5,000㎡） 46,000円	手数料額 計算書 ケース②

ケース③【基準適合判断Ⅱ】 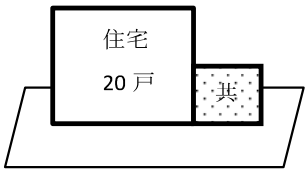 用　　途：共同住宅 申請対象：建築物全体 住宅部分：1,800㎡ 住戸面積：90㎡×20戸 = 1800㎡ 共用部：250㎡（対象外部分）	手数料別表三 三の(一)の(2)のイ （住宅部分300～2000㎡） 21,000円	手数料額 計算書 ケース③
ケース④【基準適合判断Ⅲ】 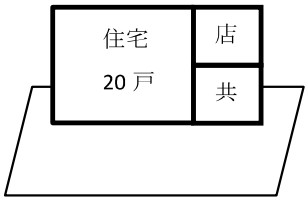 用　　途：複合建築物 (共同住宅及び店舗) 申請対象：建築物全体 住宅部分：2,050㎡ 住戸面積：90㎡×20戸 = 1800㎡ 共用部：250㎡ 非住宅部分：200㎡ 店舗：200㎡	手数料別表三 三の(一)の(2)のイ （住宅部分2,000～5,000㎡） ① 46,000円 手数料別表三 三の(一)の(2)のロ （非住宅部分～300㎡） ② 9,700円 ①＋②＝55,700 円	手数料額 計算書 ケース④
ケース⑤【基準適合判断Ⅳ】 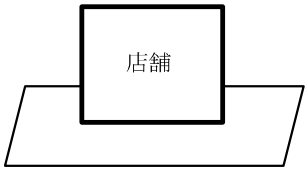 用　　途：非住宅(店舗) 申請対象：建築物全体 （非住宅部分） 延べ面積：200㎡	手数料別表三 三の(一)の(2)のロ （非住宅部分～300㎡） 9,700円	手数料額 計算書 ケース⑤
ケース⑥【基準適合判断Ⅳ】 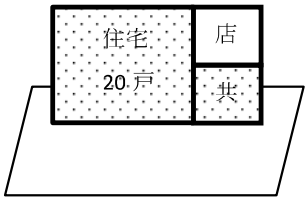 用　途：複合建築物 (共同住宅及び店舗) 申請対象：複合建築物の 非住宅部分 住宅部分：2,050㎡ 住戸面積：90㎡×20戸 = 1800㎡ 共用部：250㎡ 非住宅部分：200㎡ 店舗：200㎡	手数料別表三 三の(一)の(2)のロ （非住宅部分～300㎡） 9,700円	手数料額 計算書 ケース⑥
ケース⑦【基準適合判断Ⅱ】 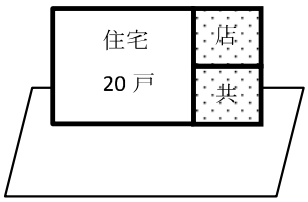 用　途：複合建築物 (共同住宅及び店舗) 申請対象：複合建築物の 住宅部分 住宅部分：1,800㎡ 住戸面積：90㎡×20戸 = 1800㎡ 共用部：250㎡（対象外部分） 非住宅部分：200㎡ 店舗：200㎡	手数料別表三 三の(一)の(2)のイ （住宅部分300～2000㎡） 21,000円	手数料額 計算書 ケース⑦

：性能向上計画認定の対象外部分

ケース①（手数料額計算書）

第１号様式の３（第７条関係）

計画認定申請

手数料額計算書
（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第１項の規定による申請）

１　申請の対象とする範囲
（該当する□にレを記入）

☑　建築物全体
□　複合建築物の住宅部分
□　複合建築物の非住宅部分

２　計画の評価方法
（該当する□にレを記入）

住宅部分：
□　誘導仕様基準　　□　誘導仕様基準以外
非住宅部分：
□　モデル建物法　　□　標準入力法等

３　手数料額の計算

申請の種類（該当する□にレを記入）			適合証等がある場合	適合証等がない場合
☑(1)　一戸建て住宅の申請の場合	床面積	100 ㎡	別表　三の三の㈠の(1) 5,100 円	別表　三の三の㈡の(1) 円
□(2)　(1)以外の建築物の申請の場合（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入）	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く	㎡	別表　三の三の㈠の(2)のイ 円(a)	別表　三の三の㈡の(2)のイ 円(A)
	非住宅部分の床面積の合計	㎡	別表　三の三の㈠の(2)のロ 円(b)	別表　三の三の㈡の(2)のロ 円(B)
	合計	㎡	(a)＋(b) 円	(A)＋(B) 円

合計　　5,100 円

（注意）
１　「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
２　申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第２項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
３　「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第１項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
４　国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

（日本産業規格Ａ列４番）

ケース②（手数料額計算書）

第１号様式の３（第７条関係）

計画認定申請

手数料額計算書
（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第１項の規定による申請）

１　申請の対象とする範囲
（該当する□にレを記入）

☑　建築物全体
□　複合建築物の住宅部分
□　複合建築物の非住宅部分

２　計画の評価方法
（該当する□にレを記入）

住宅部分：
□　誘導仕様基準　　□　誘導仕様基準以外
非住宅部分：
□　モデル建物法　　□　標準入力法等

３　手数料額の計算

申請の種類（該当する□にレを記入）			適合証等がある場合	適合証等がない場合
□(1)　一戸建て住宅の申請の場合	床面積	m²	別表　三の三の㈠の(1) 円	別表　三の三の㈡の(1) 円
☑(2)　(1)以外の建築物の申請の場合（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入）	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く	2,050 m²	別表　三の三の㈠の(2)のイ 46,000 円(a)	別表　三の三の㈡の(2)のイ 円(A)
	非住宅部分の床面積の合計	m²	別表　三の三の㈠の(2)のロ 円(b)	別表　三の三の㈡の(2)のロ 円(B)
	合計	2,050 m²	(a)＋(b) 46,000 円	(A)＋(B) 円

合計　46,000　円

（注意）
１　「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
２　申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第２項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
３　「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第１項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
４　国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

（日本産業規格Ａ列４番）

ケース③（手数料額計算書）

第１号様式の３（第７条関係）

計画認定申請

手数料額計算書
（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第１項の規定による申請）

１　申請の対象とする範囲
（該当する□にレを記入）

☑　建築物全体
□　複合建築物の住宅部分
□　複合建築物の非住宅部分

２　計画の評価方法
（該当する□にレを記入）

住宅部分：
□　誘導仕様基準　　□　誘導仕様基準以外
非住宅部分：
□　モデル建物法　　□　標準入力法等

３　手数料額の計算

申請の種類（該当する□にレを記入）			適合証等がある場合	適合証等がない場合
□(1)　一戸建て住宅の申請の場合	床面積	m²	別表　三の三の(一)の(1) 円	別表　三の三の(二)の(1) 円
☑(2)　(1)以外の建築物の申請の場合（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入）	住宅部分の床面積の合計 ☑共用部分を除く	1,800 m²	別表　三の三の(一)の(2)のイ 21,000 円(a)	別表　三の三の(二)の(2)のイ 円(A)
	非住宅部分の床面積の合計	m²	別表　三の三の(一)の(2)のロ 円(b)	別表　三の三の(二)の(2)のロ 円(B)
	合計	1,800 m²	(a)＋(b) 21,000 円	(A)＋(B) 円

合計　　21,000　円

（注意）
１　「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
２　申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第２項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
３　「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第１項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
４　国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

（日本産業規格Ａ列４番）

ケース④（手数料額計算書）

第１号様式の３（第７条関係）

計画認定申請

手数料額計算書
（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第１項の規定による申請）

１　申請の対象とする範囲
（該当する□にレを記入）

☑　建築物全体
□　複合建築物の住宅部分
□　複合建築物の非住宅部分

２　計画の評価方法
（該当する□にレを記入）

住宅部分：
□　誘導仕様基準　　□　誘導仕様基準以外
非住宅部分：
□　モデル建物法　　□　標準入力法等

３　手数料額の計算

申請の種類（該当する□にレを記入）			適合証等がある場合	適合証等がない場合
□(1)　一戸建て住宅の申請の場合	床面積	m²	別表　三の三の㈠の(1) 円	別表　三の三の㈡の(1) 円
☑(2)　(1)以外の建築物の申請の場合（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入）	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く	2,050 m²	別表　三の三の㈠の(2)のイ 46,000 円(a)	別表　三の三の㈡の(2)のイ 円(A)
	非住宅部分の床面積の合計	200 m²	別表　三の三の㈠の(2)のロ 9,700 円(b)	別表　三の三の㈡の(2)のロ 円(B)
	合計	2,250 m²	(a)＋(b) 55,700 円	(A)＋(B) 円

合計　55,700　円

（注意）
１　「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
２　申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第２項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
３　「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第１項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
４　国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

（日本産業規格Ａ列４番）

ケース⑤（手数料額計算書）

第１号様式の３（第７条関係）

計画認定申請

手数料額計算書
（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第１項の規定による申請）

１　申請の対象とする範囲
（該当する□にレを記入）

☑　建築物全体
□　複合建築物の住宅部分
□　複合建築物の非住宅部分

２　計画の評価方法
（該当する□にレを記入）

住宅部分：
□　誘導仕様基準　　□　誘導仕様基準以外
非住宅部分：
□　モデル建物法　　□　標準入力法等

３　手数料額の計算

申請の種類（該当する□にレを記入）			適合証等がある場合	適合証等がない場合
□(1)　一戸建て住宅の申請の場合	床面積	m²	別表　三の三の㈠の(1) 円	別表　三の三の㈡の(1) 円
☑(2)　(1)以外の建築物の申請の場合（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入）	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く	m²	別表　三の三の㈠の(2)のイ 円(a)	別表　三の三の㈡の(2)のイ 円(A)
	非住宅部分の床面積の合計	200 m²	別表　三の三の㈠の(2)のロ 9,700 円(b)	別表　三の三の㈡の(2)のロ 円(B)
	合計	200 m²	(a)＋(b) 9,700 円	(A)＋(B) 円

合計　9,700　円

（注意）
１　「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
２　申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第２項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
３　「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第１項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
４　国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

（日本産業規格Ａ列４番）

ケース⑥（手数料額計算書）

第１号様式の３（第７条関係）

計画認定申請

手数料額計算書
（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第１項の規定による申請）

１　申請の対象とする範囲
（該当する□にレを記入）

□　建築物全体
□　複合建築物の住宅部分
☑　複合建築物の非住宅部分

２　計画の評価方法
（該当する□にレを記入）

住宅部分：
□　誘導仕様基準　　□　誘導仕様基準以外
非住宅部分：
□　モデル建物法　　□　標準入力法等

３　手数料額の計算

申請の種類（該当する□にレを記入）			適合証等がある場合	適合証等がない場合
□(1)　一戸建て住宅の申請の場合	床面積	m²	別表　三の三の㈠の(1) 円	別表　三の三の㈡の(1) 円
☑(2)　(1)以外の建築物の申請の場合（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入）	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く	m²	別表　三の三の㈠の(2)のイ 円(a)	別表　三の三の㈡の(2)のイ 円(A)
	非住宅部分の床面積の合計	200 m²	別表　三の三の㈠の(2)のロ 9,700 円(b)	別表　三の三の㈡の(2)のロ 円(B)
	合計	200 m²	(a)＋(b) 9,700 円	(A)＋(B) 円

合計　9,700　円

（注意）
１　「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
２　申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第２項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
３　「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第１項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
４　国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

（日本産業規格Ａ列４番）

ケース⑦（手数料額計算書）

第１号様式の３（第７条関係）

計画認定申請

手数料額計算書
（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第１項の規定による申請）

１　申請の対象とする範囲
（該当する□にレを記入）

□　建築物全体
☑　複合建築物の住宅部分
□　複合建築物の非住宅部分

２　計画の評価方法
（該当する□にレを記入）

住宅部分：
□　誘導仕様基準　　□　誘導仕様基準以外
非住宅部分：
□　モデル建物法　　□　標準入力法等

３　手数料額の計算

申請の種類（該当する□にレを記入）			適合証等がある場合	適合証等がない場合
□(1)　一戸建て住宅の申請の場合	床面積	m²	別表　三の三の(一)の(1)　円	別表　三の三の(二)の(1)　円
☑(2)　(1)以外の建築物の申請の場合（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入）	住宅部分の床面積の合計 ☑共用部分を除く	1,800 m²	別表　三の三の(一)の(2)のイ　21,000 円(a)	別表　三の三の(二)の(2)のイ　円(A)
	非住宅部分の床面積の合計	m²	別表　三の三の(一)の(2)のロ　円(b)	別表　三の三の(二)の(2)のロ　円(B)
	合計	m²	(a)＋(b)　円	(A)＋(B)　円

合計　21,000　円

（注意）
１　「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
２　申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第２項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
３　「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第１項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
４　国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

（日本産業規格Ａ列４番）